

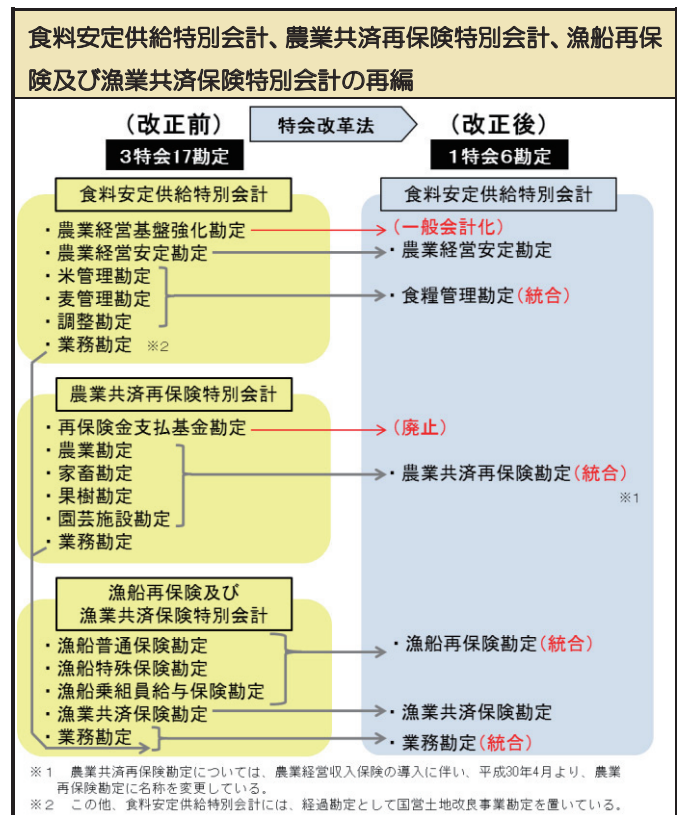
９．食料安定供給特別会計

（１）概要

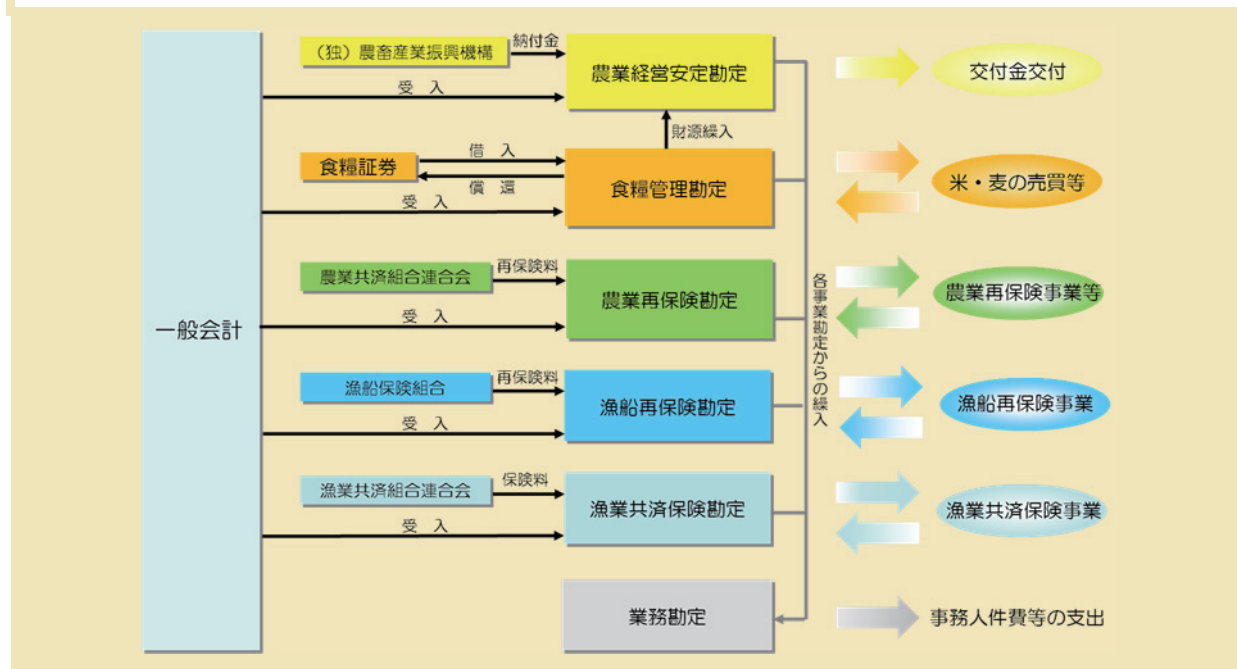
食料安定供給特別会計は、平成 19 年度から導入した水田・畑作経営所得安定対策（平成 25 年度から経営所得安定対策）を軸とする食料安定供給施策を一体的に推進するため、①米・麦の買入れ、売渡し等の経理を行う食糧管理特別会計と、②農地の担い手への利用集積等に必要な資金の貸付け等の経理を行う農業経営基盤強化措置特別会計を平成 19 年度に統合し、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のための事業に係る経理を行うために設置されました。

平成 26 年 4 月 1 日に施行された特会改革法により、食料安定供給特別会計に農業共済再保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計が統合され、各特別会計内の勘定構成の合理化（統廃合）等が図られました。

改正後の本特別会計は、食料の安定供給を図るために相互に関連付けられる、①農業経営安定事業（経営所得安定対策の交付金の交付等）、②食糧の需給及び価格の安定のために行う事業（備蓄米・外国産米麦の売買等）、③農業共済再保険事業等（自然災害等による農作物の減収等を保険の仕組みにより補填）、④漁船再保険事業（漁船の座礁や運航に伴う不慮の費用負担等による損失を保険の仕組みにより補填）、⑤漁業共済保険事業（異常な事象による漁獲減少等の損失を保険の仕組みにより補填）、⑥国営土地改良事業（国営土地改良事業の工事等）に関する政府の経理を明確にするため、一般会計と区分して経理することを目的として設置しています。



食料安定供給特別会計の仕組み（資金の流れ）



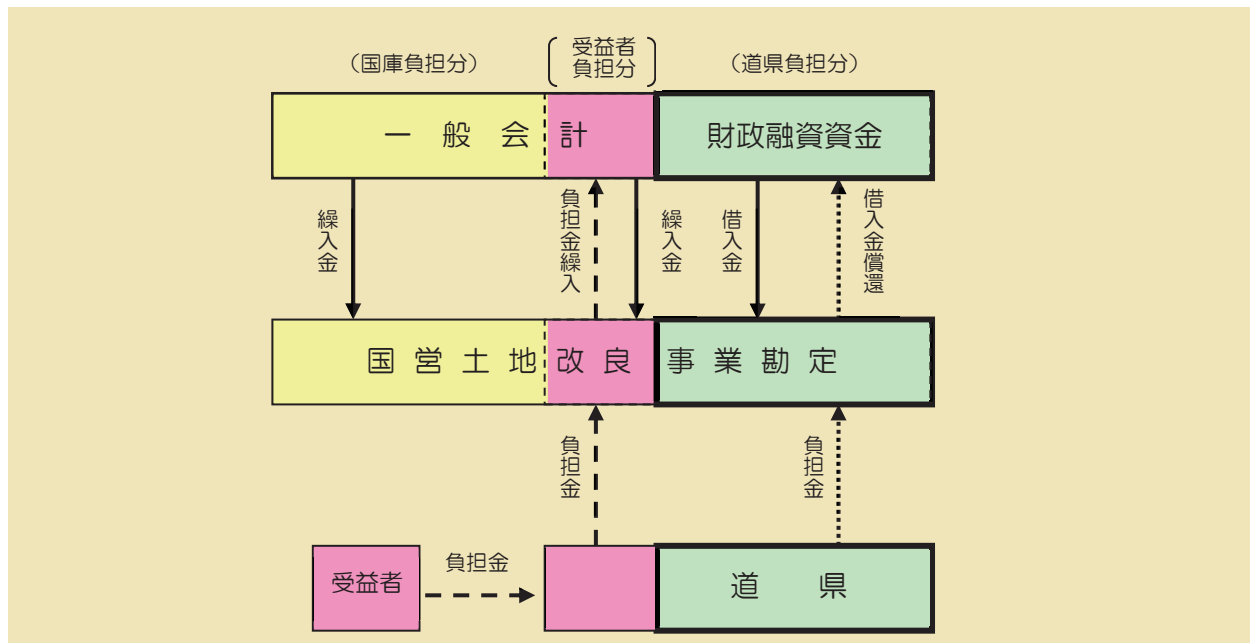
なお、農業共済再保険勘定については、平成 30 年 4 月に施行された「農業災害補償法の一部を改正する法律」（平 29 法 74）により、農業経営収入保険（農産物の需給変動等による農業収入の減少を保険の仕組みにより補填）の再保険事業を経理に加えたことから、勘定名を農業再保険勘定に変更しています。

また、国営土地改良事業勘定は、「土地改良法」（昭 24 法 195）に基づく国営土地改良事業等に関する経理を行うために設けられた国営土地改良事業特別会計が、平成 20 年度より一般会計に統合されたことに伴い、平成 10 年度以前に事業費の一部について借入金を財源として新規着工した事業のうち、平成 19 年度末までに工事が完了しなかった事業（以下「未完了借入事業」といいます。）について、全ての事業の工事が完了する年度までの経過措置として設置されています。

国営土地改良事業勘定の仕組み（資金の流れ）

国営土地改良事業勘定では、農業生産基盤の整備等を図るため、国及び受益者が負担する部分は一般会計からの繰入金等、道県が負担する部分は財政融資資金からの借入金を財源として事業を実施しています。

なお、事業実施の後に、道県及び受益者が負担する部分については、本勘定を通じて一般会計への繰入れ及び財政融資資金への償還を行っています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定の各事業勘定と、各事業勘定に共通する事務人件費等を経理する業務勘定に区分され、それぞれ以下の事業等に関する経理を行います。

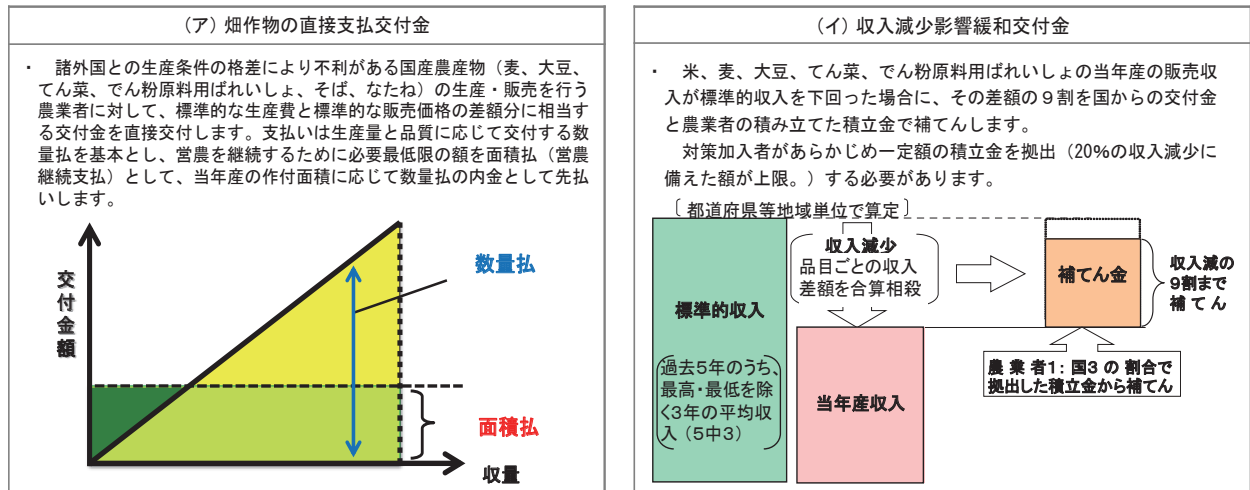
また、国営土地改良事業勘定において、国営土地改良事業のうち未完了借入事業に関する経理を行います。

① 農業経営安定勘定

経営所得安定対策のうち、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平 18 法 88) に基づく、(ア) 畑作物の直接支払交付金の交付及び(イ) 収入減少影響緩和交付金の交付に関する事業に係る経理を行っています。

(参考資料)「経営所得安定対策」

(http://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/antei/keiei_antei.html)



② 食糧管理勘定

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平 6 法 113。以下「食糧法」といいます。）に基づく米穀の備蓄の円滑な運営を図るための国内産米穀の買入れ・売渡し、輸入を目的とする米穀の買入れ・売渡し、麦の需給見通しに基づく輸入食糧麦の買入れ・売渡し及び「飼料需給安定法」（昭 27 法 356）に規定する飼料需給計画に基づく輸入飼料の買入れ・売渡し等を行っています。

政府所有米穀の販売・保管・運送等の一連の業務については、民間事業体に包括的に委託しています。

また、不測の事態に備えるため、製粉企業等が外国産食糧用小麦の需要量の 2.3 か月分を備蓄する場合に、1.8 か月分の保管料を助成しています。

（参考資料）「米（稲）・麦・大豆」

(<http://www.maff.go.jp/j/syoutan/keikaku/soukatu/index.html>)



倉庫内での米穀の備蓄



輸入港での小麦の荷揚げ



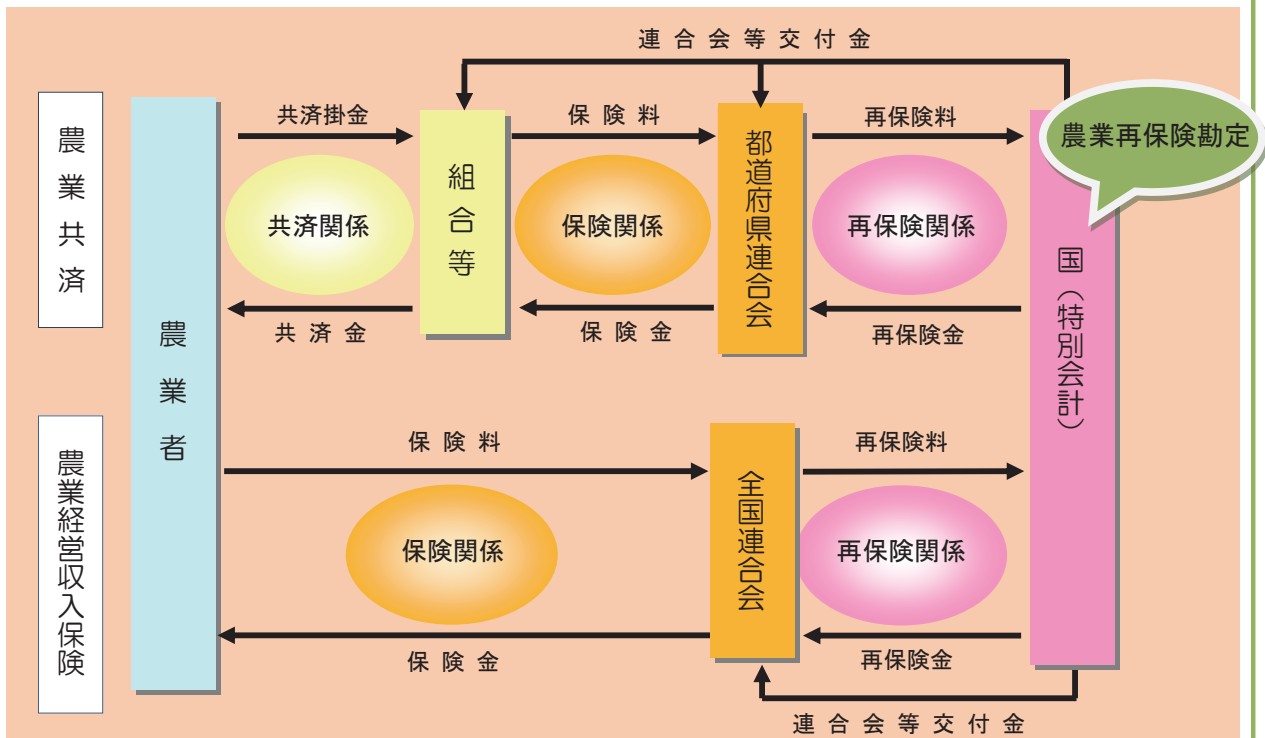
船内の小麦

③ 農業再保険勘定

「農業保険法」（昭 22 法 185）に基づく農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険に関する再保険事業等に係る経理を行っています。

農業保険制度の仕組み

農業再保険勘定では、基本的には農業共済組合連合会から再保険料を受け入れ、大きな災害等の発生時に農業共済組合連合会に再保険金を支払います。この再保険金は、農業共済組合連合会や農業共済組合等の支払額と合計され、共済金や保険金として農業者に支払われます。



(注) 全国連合会は全国を区域、都道府県連合会は都道府県を区域とする農業共済組合連合会です。一部地域では、市町村が農業共済事業を行っており、農業者と共済関係を結んでいるため「組合」ではなく「組合等」としています。

◇ 農業災害の事例



〔農作物共済〕
冷害による不稔もみ(実の数が少なく着いているもみも実が入っていない)と変色もみの発生



〔果樹共済〕
風害によるりんごの落果



〔園芸施設共済〕
風害による園芸施設の被害

④ 漁船再保険勘定

「漁船損害等補償法」(昭 27 法 28) による漁船保険等に関する再保険事業に係る経理を行っています。

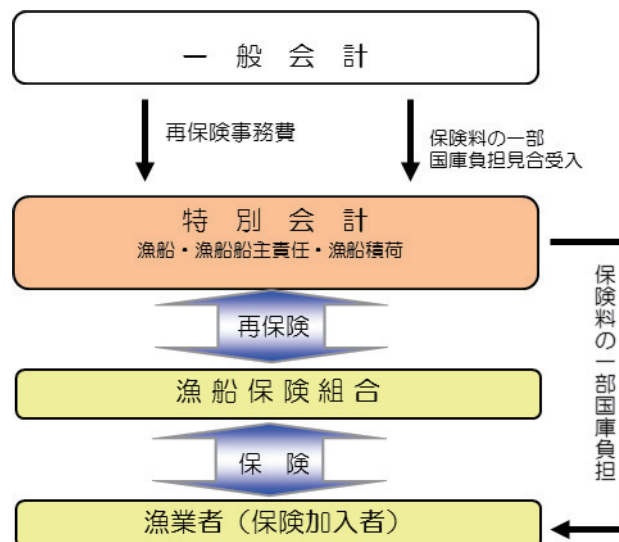
- 全国約 23 万隻（令和元年末漁船登録隻数及び 1 トン未満の登録義務が無い無動力漁船を含む。）の漁船を対象に、不慮の事故による損害を復旧するための漁船保険（令和元年度加入実績：約 16 万隻）
- 漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生により漁業経営が困難となることを防止するための漁船船主責任保険（令和元年度加入実績：約 16 万隻）
- 漁船に積載した漁獲物等の不慮の事故による損害を補填するための漁船積荷保険（令和元年度加入実績：468 隻）



漁船の座礁による事故

漁船保険制度の仕組み

漁船再保険勘定では、漁船損害等補償制度の安定化を図るため、漁船保険組合から再保険料を受け入れ、事故等の発生により漁船保険組合の支払上限を超えた場合等に再保険金を支払います。この再保険金は、漁船保険組合の支払額と合計され、保険金として漁業者に支払われます。



⑤ 漁業共済保険勘定

「漁業災害補償法」(昭39法158)に基づき、中小漁業者の営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故による損失を補填するための漁業共済保険事業に関する経理を行っています。

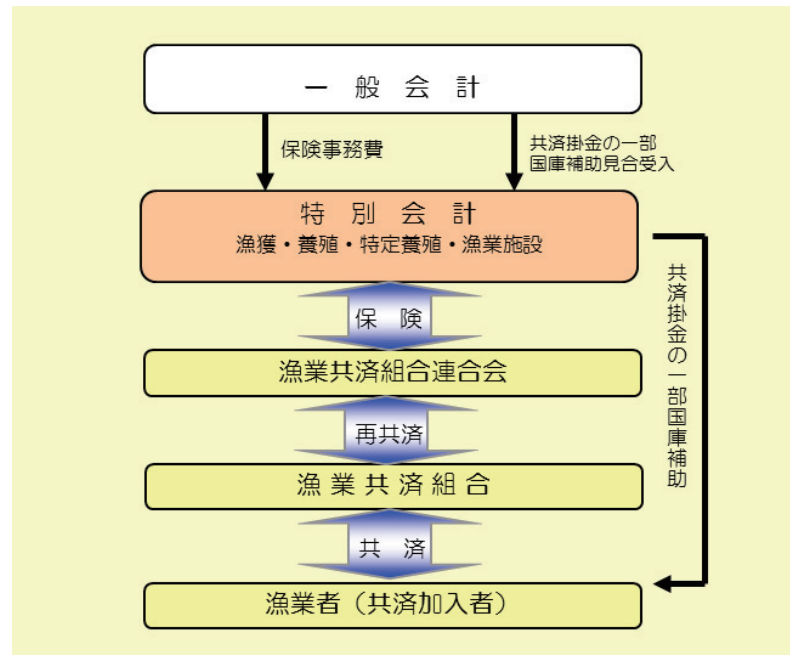
(令和元年度契約実績：約 7,084 億円)



養殖ふぐの病害による被害

漁業共済制度の仕組み

漁業共済保険勘定では、漁業災害補償制度の安定化を図るため、漁業共済組合連合会から保険料を受け入れ、事故等の発生により漁業共済組合連合会の支払上限を超えた場合に保険金を支払います。この保険金は、漁業共済組合連合会と漁業共済組合の支払額と合計され、共済金として漁業者に支払われます。



⑥ 業務勘定

農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定に共通する事務人件費等の経理を行っています。

具体的には、各勘定から事業に係る事務人件費等に要する財源を受け入れ、これを歳出に充てることとしています。

⑦ 国営土地改良事業勘定

国営土地改良事業の負担金の徴収の確保等のため、各工事別に区分して未完了借入事業の工事等に係る経理を取り扱っています。



頭首工：河川から農業用水を安定的に取水する施設

その経理については、事業費のうち国及び受益者が負担する部分は一般会計からの繰入金等を充てており、道県が負担する部分は借入金を充てています。

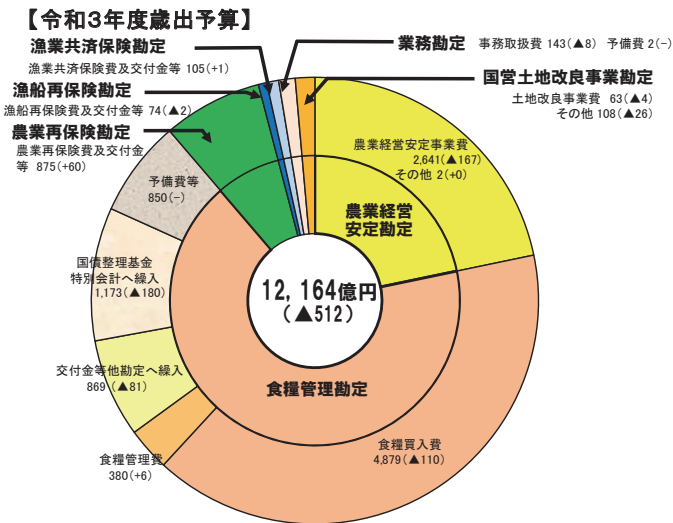
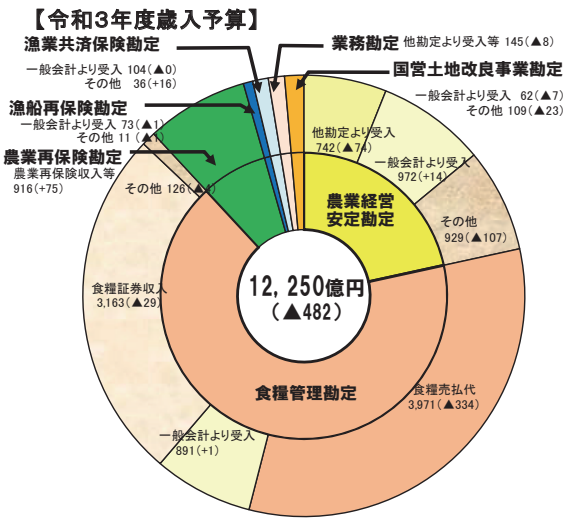
(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和3年度当初予算）

（単位：億円）

【 歳入 】

【 歳出 】



（注）歳入歳出差額が86億円（農業再保険勘定41億円、漁船再保険勘定10億円、漁業共済保険勘定35億円）あります。

これらは、歳出予算では当年度の（再）保険金等支払見込額を計上する一方で、歳入予算に次年度へ繰り越して使用する未経過（再）保険料等を含めて計上していることによるものです。

○ 歳入総額、歳出総額、（参考）歳出純計額

（単位：億円）

勘定	歳入総額	歳出総額	（参考）歳出純計額
農業経営安定勘定	2,643（▲167）	2,643（▲167）	2,642（▲167）
食糧管理勘定	8,151（▲366）	8,151（▲366）	6,110（▲104）
農業再保険勘定	916（+75）	875（+60）	864（+59）
漁船再保険勘定	84（▲2）	74（▲2）	69（▲2）
漁業共済保険勘定	140（+16）	105（+1）	104（+1）
業務勘定	145（▲8）	145（▲8）	57（▲1）
国営土地改良事業勘定	171（▲30）	171（▲30）	76（▲9）
特別会計合計	12,250（▲482）	12,164（▲512）	9,922（▲222）

○ 農業経営安定勘定の歳入・歳出の内容

(単位:億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
食糧管理勘定より受入	742 (▲74)	国が輸入した麦の売買差益収入見込額等(畑作物の直接支払交付金財源)
一般会計より受入	972 (+14)	農業経営安定事業等に要する経費の財源不足受入見込額(農業経営安定事業に要する経費の財源に充てるための受入見込額の増加)
独立行政法人農畜産業振興機構納付金	204 (▲16)	輸入糖等からの調整金収入の国庫納付金の受入見込額
雑収入	0 (－)	交付金に係る過年度収入
前年度剰余金受入	726 (▲91)	剰余金受入見込額(畑作物の直接支払交付金由来の剰余金等の減少)
合計	2,643 (▲167)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
畑作物の直接支払交付金	1,986 (▲177)	諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物(麦、大豆等)の生産・販売を行う農業者に対して、販売価格と生産費の差額に相当する交付金の直接交付
収入減少影響緩和対策	656 (+10)	農業収入の減少が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金等
事務取扱費業務勘定へ繰入	1 (+0)	農業経営安定事業に係る事務費に要する財源の業務勘定への繰入れ
予備費	1 (－)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	2,643 (▲167)	

○ 食糧管理勘定の歳入・歳出の内容

(単位:億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
食糧売払代	3,971 (▲334)	売却予定数量、政府売渡予定価格等を基礎として算出した米穀、食糧麦及び輸入飼料の売払収入見込額
輸入食糧納付金	4 (－)	米穀、食糧麦及び輸入飼料の輸入に係る納付金の受入見込額
一般会計より受入	891 (+1)	調整資金の財源に充てるための一般会計からの受入見込額
食糧証券収入	3,163 (▲29)	主要食糧及び輸入飼料の買入代金の財源に充てるための特別会計法に基づく食糧証券の収入見込額(食糧証券償還のための国債整理基金特別会計へ繰入の減少)
雑収入	122 (▲4)	米穀、食糧麦及び輸入飼料の売払いに伴う違約金等の受入見込額等
合計	8,151 (▲366)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
食糧買入費	4,879 (▲110)	食糧法に基づき買入れる米の買入代金及び食糧麦の買入代金並びに飼料需給安定法の規定により買入れる輸入飼料の買入代金(輸入飼料の需要量の減少等に伴う食糧買入費の減少)
食糧管理費	380(+6)	米の販売・管理業務に要する経費の民間団体への委託及び食糧麦備蓄対策事業に要する経費の民間団体に対する補助等
交付金等他勘定へ繰入	869(▲81)	農業経営安定事業に係る交付金に要する財源の農業経営安定勘定への繰入れ並びに食糧の需給及び価格の安定のために行う事業に係る人件費、事務費等に要する財源の業務勘定への繰入れ
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0(－)	食糧証券の発行及び償還に必要な事務取扱費の支払財源に充てるための一般会計への繰入れ
国債整理基金特別会計へ繰入	1,173 (▲180)	食糧証券の償還及び利子等の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ(食糧証券償還のための国債整理基金特別会計へ繰入の減少)
予備費	850(－)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	8,151 (▲366)	

○ 農業再保険勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
再保険料	11(▲9)	農業共済組合連合会等から納入される再保険料収入の見込額等
一般会計より受入	613(+55)	農業保険法に基づく共済掛金国庫負担金、農業経営収入保険料国庫負担金、家畜共済損害防止事業交付金及び事務取扱いに必要な人件費、事務費等の財源の一般会計からの受入見込額
前年度繰越資金受入	78(+29)	未経過の再保険期間に対する再保険料として前年度から繰り越される資金の受入見込額等
積立金より受入	214(+0)	再保険金等の財源に充てるための積立金からの受入見込額
雑収入	0(▲0)	財政融資資金への預託金の利子収入見込額等
合計	916(+75)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
農業再保険費及交付金	650(+59)	農業保険法に基づく共済掛金国庫負担金及び農業経営収入保険料国庫負担金の農業共済組合連合会等への交付や再保険金の支払等
事務取扱費業務勘定へ繰入	10(+0)	農業再保険事業等に係る人件費、事務費等に要する財源の業務勘定への繰入れ
予備費	214(－)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	875(+60)	

○ 漁船再保険勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
再保険料	0 (一)	漁船保険組合からの漁船保険等に係る再保険料収入見込額
一般会計より受入	73 (▲1)	漁船損害等補償法に基づく保険料国庫負担金の財源及び事務取扱いに必要な人件費、事務費等の財源の一般会計からの受入見込額
前年度繰越資金受入	10 (▲1)	未経過の再保険期間に対する再保険料として前年度から繰り越される資金の受入見込額等
積立金より受入	1 (+0)	再保険金等の財源に充てるための積立金からの受入見込額
雑収入	0 (▲0)	財政融資資金への預託金の利子収入見込額等
合計	84 (▲2)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
漁船再保険費及交付金	68 (▲2)	漁船損害等補償法に基づく保険料国庫負担金の漁船保険組合への交付や再保険金の支払等
事務取扱費業務勘定へ繰入	6 (▲0)	漁船再保険事業に係る人件費、事務費等に要する財源の業務勘定への繰入れ
予備費	1 (一)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	74 (▲2)	

○ 漁業共済保険勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
保険料	0 (一)	漁業共済組合連合会からの漁業共済保険に係る保険料収入見込額
一般会計より受入	104 (▲0)	漁業災害補償法に基づく共済掛金国庫補助金の財源並びに事務取扱いに必要な人件費及び事務費の財源の一般会計からの受入見込額
前年度繰越資金受入	36 (+16)	未経過の保険期間に対する保険料として前年度から繰り越される資金の受入見込額等
雑収入	0 (一)	財政融資資金への預託金の利子収入見込額等
合計	140 (+16)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
漁業共済保険費及交付金	103 (+1)	漁業災害補償法に基づく共済掛金国庫補助金の漁業共済組合連合会への交付や保険金の支払等
事務取扱費業務勘定へ繰入	1 (▲0)	漁業共済保険事業に係る人件費及び事務費に要する財源の業務勘定への繰入れ
予備費	1 (一)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	105 (+1)	

○ 業務勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明（増減要因）
他勘定より受入	145 (▲8)	人件費、事務費等に要する財源に充てるための各事業勘定（国営土地改良事業勘定除く）からの受入見込額
雑収入	0 (▲0)	不動産の貸付料収入見込額等
合計	145 (▲8)	

(歳出)

内容	額	説明（増減要因）
事務取扱費	143 (▲8)	事務取扱いに必要な人件費、事務費等
予備費	2 (－)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	145 (▲8)	

○ 国営土地改良事業勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明（増減要因）
一般会計より受入	62 (▲7)	土地改良工事に要する経費の財源に充てるための一般会計からの受入見込額
土地改良事業費負担金収入	97 (▲20)	国営土地改良工事に必要な経費のうち、道県が負担する負担金の受入見込額
借入金	10 (▲2)	土地改良工事に要する経費の財源に充てるための財政融資資金からの借入見込額
前年度剰余金受入等	2 (▲1)	前年度の決算上の剰余金及び雑収入見込額
合計	171 (▲30)	

(歳出)

内容	額	説明（増減要因）
土地改良事業に必要な経費	63 (▲4)	国が施行するかんがい排水事業（6 地区）及び総合農地防災事業（2 地区）
土地改良事業工事諸費に必要な経費	11 (▲4)	国営土地改良事業に必要な現場事務所の人件費、事務費
土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	19 (▲25)	土地改良事業費負担金収入の一般会計への繰入れ
東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	0 (皆増)	土地改良事業費負担金収入の一般会計への繰入れ
東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入東日本大震災復興特別会計へ繰入	2 (皆増)	土地改良事業費負担金収入の東日本大震災復興特別会計への繰入れ
国債整理基金特別会計へ繰入	74 (+2)	借入金の償還の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ
予備費	2 (▲1)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	171 (▲30)	

② 剰余金

令和２年度決算

＜食料安定供給特別会計＞

(単位：億円、単位未満切捨)

勘定	収納済 歳入額	支出済 歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入	その他
農業経営安定勘定	2,774	2,061	713	713	—	—	—
食糧管理勘定	5,304	5,137	166	166	—	—	—
農業再保険勘定	640	554	86	75	11	—	—
漁船再保険勘定	103	54	49	28	—	20	—
漁業共済保険勘定	125	98	27	144	—	—	▲117
業務勘定	85	85	—	—	—	—	—
国営土地改良事業勘定	230	219	11	11	—	—	—
特別会計合計	9,264	8,209	1,054	1,023	11	20	▲117

令和２年度決算における剰余金は、食料安定供給特別会計全体で 1,054 億円です。

令和２年度決算における不足金は、食料安定供給特別会計全体で 117 億円です。

＜農業経営安定勘定＞

農業経営安定勘定における剰余金は、713 億円です。

(剰余金が生じた理由)

農業者の収入減少の幅が小さかったことにより、農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金を要することが少なかったこと（641 億円減）等によるものです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により農業経営安定勘定の翌年度の歳入に繰り入れ、農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金等の財源に充てることとしています。

＜食糧管理勘定＞

食糧管理勘定における剰余金は、166 億円です。

(剰余金が生じた理由)

年度内において支払った米麦の買入費等の支出に対して、米麦の売払代等の収入が多かったこと等によるものです。

なお、不用額が 3,461 億円生じていますが、これは米麦の買入費等が予定より少なかったことによるものであり、その際、この財源に充てる資金受入（食糧証券の発行収入）も減少することから、剰余金の発生にはつながりません。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により食糧管理勘定の翌年度の歳入に繰り入れ、翌年度当初の米麦の買入費等の財源に充てることとしています。

＜農業再保険勘定＞

農業再保険勘定における剰余金は、86 億円です。

（剰余金が生じた理由）

家畜共済の疾病傷害共済で掛金負担の少ない補償内容を選んだ農業者が想定よりも多かったこと等により、農業共済組合連合会等交付金を要することが少なかったこと等によるものです。

その詳細は、予算措置において翌年度に繰り越すべき未経過再保険料 22 億円があるほか、農業共済組合連合会等交付金に係る不用額 31 億円等です。

（剰余金の処理の方法）

剰余金から未経過再保険料及び支払備金に相当する金額として 75 億円を差し引くと歳入歳出の差額は 11 億円です。

特別会計法第 134 条第 1 項の規定により積立金として 11 億円を積み立て、未経過再保険料及び支払備金に相当する金額として 75 億円を特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしています。

＜漁船再保険勘定＞

漁船再保険勘定における剰余金は、49 億円です。

（剰余金が生じた理由）

歳入において、令和元年度において保険事故が少なかったことにより、予算上見込んでいなかった前年度剰余金受入があったこと、歳出において保険事故が少なかったことにより再保険金を要することが少なかったこと等によるものです。

その詳細は、前年度剰余金受入 20 億円のほか、再保険金に係る不用額 18 億円等です。

（剰余金の処理の方法）

剰余金から未経過再保険料及び支払備金に相当する金額として 9 億円を差し引くと歳入歳出の差額は 40 億円です。

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平 23 法 40）第 34 条第 2 項の規定により令和 3 年度特別会計予算予算総則で定める金額 20 億円を一般会計に繰り入れ、未経過再保険料及び支払備金に相当する金額 9 億円と残額 19 億円は、特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしています。

＜漁業共済保険勘定＞

漁業共済保険勘定における剰余金は、27 億円です。

（剰余金が生じた理由）

歳入において未経過保険料の受入が多かったこと、歳出において漁業共済組合連合会交付金を要することが少なかったこと等によるものです。

その詳細は、未経過保険料受入 19 億円のほか、漁業共済組合連合会交付金に係る不用額 4 億円等です。

（剰余金の処理の方法）

剰余金から未経過保険料及び支払備金に相当する金額として 144 億円を差し引くと 117 億円の不足が生じました。この不足金は、補足すべき積立金がないので繰越損失となります。

＜業務勘定＞

業務勘定における剰余金はありません。

なお、不用額が 67 億円生じていますが、これは事務人件費等が予定より少なかったことによるものであり、その際、この財源に充てる資金受入（各事業勘定からの受入）も同額減少することから、剰余金は生じないこととなります。

＜国営土地改良事業勘定＞

国営土地改良事業勘定における剰余金は、11 億円です。

（剰余金が生じた理由）

事業計画の変更に係る地元関係機関との調整が難航したことにより、年度内の工事完了が困難になったこと等によるものです。

その詳細は、土地改良事業費に係る翌年度への繰越額 7 億円、不用額 23 百万円等です。

なお、土地改良事業費に係る不用額が上記のほか 2 億円生じていますが、これは事業計画の変更等により、土地改良事業費等が予定より少なかったことによるものであり、その際、この財源に充てる資金受入（一般会計より受入等）も減少することから、剰余金の発生にはつながりません。

（剰余金の処理の方法）

特別会計法附則第 67 条第 3 項において読み替えられた特別会計法第 8 条第 1 項の規定により、国営土地改良事業勘定の翌年度の歳入に繰り入れ、翌年度以降の事業費等の財源に充てることとしています。

③ 積立金等

積立金（農業再保険勘定）

① 積立金の残高

（単位：億円）

令和 3 年度末（予定） （令和 3 年度予算）	令和 2 年度末 （令和 2 年度決算処理後）	令和元年度末 （令和元年度決算処理後）
1,413	1,889	1,878

② 積立金の目的

農業再保険勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金等の十分な支払能力を確保するため、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金が生じた場合には、再保険金等に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てることとしています。

③ 積立金の水準

令和 2 年度決算による積立金の金額を踏まえ、ソルベンシー・マージン比率を試算したところ、約 117%となります。過去（平成 5 年度）には 4,000 億円を超える再保険金の支払いがあったことを勘案すれば、積立金が過大とはいえません。

※ ソルベンシー・マージン比率（保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率）とは、民間保険会社が、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化など「通常の予測を超えるリスク」に対して、どの程度自己資本・準備金などの「支払余力（マージン）」を有するかを示す経営健全性の指標です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（\%）} = \frac{\text{マージンの総額}}{1/2 \times \text{リスクの総額}} \times 100$$

特別会計ガイドブックでは、再保険金等に充てるために積み立てられた積立金の水準につき、このソルベンシー・マージン比率を、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平 8 大蔵省告示 50）を参考に、試算しています。

積立金（漁船再保険勘定）

① 積立金の残高

（単位：億円）

令和 3 年度末（予定） （令和 3 年度予算）	令和 2 年度末 （令和 2 年度決算処理後）	令和元年度末 （令和元年度決算処理後）
56	57	57

② 積立金の目的

漁船再保険勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金等の十分な支払能力を確保することを目的としています。

③ 積立金の水準

本勘定は、平成 26 年 4 月 1 日に施行された特会改革法による勘定統合により積立金を保有しているものの、一方で東日本大震災被害に係る再保険金の支払いによる繰越損失金 36 億円（令和 2 年度決算処理後）を有しているため、ソルベンシー・マージン比率はマイナスとなっています。今後、繰越損失金の解消を図った上で、ソルベンシー・マージン比率を勘案し適正と考えられる水準まで積み立てていくこととしています。

（注）ソルベンシー・マージン比率の考え方については、「農業再保険勘定の③積立金の水準」をご覧ください。

積立金（漁業共済保険勘定）**① 積立金の残高**

（単位：億円）

令和３年度末（予定） （令和３年度予算）	令和２年度末 （令和２年度決算処理後）	令和元年度末 （令和元年度決算処理後）
—	—	—

② 積立金の目的

漁業共済保険勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても保険金の十分な支払能力を確保することを目的としています。

③ 積立金の水準

本勘定においては、過去に、漁業資源の減少や東日本大震災等による多額の保険金の支払が発生し、これらの支払財源の不足に充てるため、法律に基づき一般会計から財源を繰り入れています。本勘定において決算剰余金が生じた場合には、法律の規定により、繰入金額に達するまで一般会計へ繰り入れることとされており、一般会計繰入未済金 254 億円（令和２年度決算処理後）を有しているため、現在、残高はありません。

このため、今後、一般会計繰入未済金の解消を図った上で、ソルベンシー・マージン比率を勘案し適正と考えられる水準まで積み立てていくこととしています。

（注）ソルベンシー・マージン比率の考え方については、「農業再保険勘定の③積立金の水準」をご覧ください。

調整資金（食糧管理勘定）**① 調整資金の残高**

（単位：億円）

令和３年度末（予定） （令和３年度予算）	令和２年度末 （令和２年度決算処理後）	令和元年度末 （令和元年度決算処理後）
95	1,234	1,460

② 調整資金の目的

特別会計法第 133 条の規定により食糧管理勘定の運営の健全化に資するために置かれた調整資金は、食糧管理勘定で生じた損益と業務勘定から移し整理された損益を整理する機能を持ち、必要に応じて一般会計から必要額を受け入れることにより米麦の売買等に係る食糧管理勘定の赤字繰越しを行わないこととしています。

なお、各年度末の調整資金残高は、国が備蓄・保有する米麦（貸付米含む）の市場価格による評価額等から、食糧証券等の負債を差し引いて得られた額であり、現金で保有しているものではありません。

③ 調整資金の水準

各年度の予算編成において設定する年度末の調整資金の水準は、主要食糧の需給及び価格が年度の途中において随時変動することを考慮して、米麦の売買等に係る食糧管理勘定に赤字繰越しが生じることのないよう決定しています。

④ 資産及び負債（令和元年度特別会計財務書類）

食料安定供給特別会計貸借対照表（単位：億円、単位未満切捨）

《30年度》	《元年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《元年度》	《30年度》
3,405	3,054	現 金 ・ 預 金	未 払 金	21	36
1,538	1,151	うち政府預金	支 払 備 金	82	82
1,867	1,902	うち財投預託金	未 払 費 用	0	0
			前 受 金	12	13
282	275	売 掛 金	未 経 過（再）保 険 料	65	124
722	762	た な 卸 資 産	賞 与 引 当 金	1	2
539	458	未 収 金	政 府 短 期 証 券	970	900
0	0	未 収 収 益	借 入 金	352	397
0	0	未 収（再）保 険 料	退 職 給 付 引 当 金	41	59
16	61	前 払 金	他 会 計 繰 戻 未 済 金	455	504
0	0	前 払 費 用	負 債 合 計	2,004	2,121
1,215	1,110	貸 付 米			
▲0	▲0	貸 倒 引 当 金			
36	45	有 形 固 定 資 産			
13	12	国 有 財 産 （公共用財産を除く）			
9	8	土 地			
0	0	立 木 竹			
3	3	建 物			
0	0	工 作 物			
22	33	公 共 用 財 産			
22	33	建 設 仮 勘 定			
0	0	物			
10	8	無 形 固 定 資 産			
6,227	5,777	資 産 合 計	資 産 ・ 負 債 差 額	3,772	4,105
				5,777	6,227
			負債及び資産・負債差額合計		

主な資産は、現金・預金 3,054 億円と外国に対する貸付米 1,110 億円です。

なお、土地等の国有財産は、食糧管理勘定において管理する旧政府倉庫であり、また、業務勘定で管理する旧食糧事務所庁舎等です。

主な負債は、米麦の買入代金の手当てのために発行した政府短期証券（食糧証券）970 億円です。

なお、借入金は、国営土地改良事業勘定において、道県が負担する部分について財政融資資金から借り入れを行い、土地改良事業に要する費用の財源としています。

資産・負債差額は、主に現金・預金及び貸付米が含まれています。

⑤ 保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等

保険料率の算定根拠

＜農業再保険勘定＞

- ① 農業共済の共済掛金率は、「農業保険法」（昭 22 法 185）に基づき、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として、組合等が危険段階ごとに事業規程等で定めることとされています。

また、農林水産大臣が共済掛金標準率を定める際には、過去 20 年間（家畜共済については原則 3 年間）の被害率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしています。

- ② 農業経営収入保険の保険料率は、「農業保険法」（昭 22 法 185）第 180 条第 3 項の規定により、農林水産大臣が定める保険料標準率を基礎として、全国農業共済組合連合会が危険段階ごとに事業規程で定めることとされています。また、農林水産大臣が保険料標準率を定める際には、過去 10 年間（制度開始当初は過去 8 年間）の被害率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしています。

＜漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定＞

- ① 漁船保険等の保険料率は、「漁船損害等補償法」（昭 27 法 28）に基づき、農林水産大臣が定める期間における危険率を基礎として、農林水産大臣が危険区分ごとに定めることとしています。

また、農林水産大臣が保険料率を定める際には、過去 20 年間の危険率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしています。

- ② 漁業共済の共済掛金率は、「漁業災害補償法」（昭 39 法 158）に基づき、農林水産大臣が定める基準共済掛金率を下らない範囲で組合が共済規程で定めることとされています。

また、農林水産大臣が基準共済掛金率を定める際には、過去 10 年間の被害率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしています。

保険料率を見直す仕組み

＜農業再保険勘定＞

共済掛金標準率及び保険料標準率は、「農業保険法」（昭 22 法 185）に基づき、原則として 3 年ごとに見直すこととされています。

＜漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定＞

保険料率（漁業共済については基準共済掛金率）は、概ね 3 年ごとに危険率（漁業共済については被害率）の見直しを行い、必要に応じて改定することとしています。

（４）事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取り組み等

食料安定供給特別会計に関する情報開示については、農業経営安定事業においては「事業者の加入申請状況」や「事業者への支払実績」等を、また、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業において「備蓄米の在庫状況」や「米麦の売買に関する情報」を、さらに、農業再保険、漁船再保険及び漁業共済保険の各保険事業等では、加入実績等を公表する「統計表」等により、各事業の運用状況に関する情報の公開を詳細にわたって行っています。

農業再保険勘定に関しては、農業者の農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための農業経営収入保険制度を導入するとともに、農業者の減少・高齢化等時代の変化を踏まえ、農

業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から、農業共済制度の見直しをするため、「農業災害補償法の一部を改正する法律」（平 29 法 74）が平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

食料安定供給特別会計についての問い合わせ先

（業務勘定）

農林水産省大臣官房予算課

電話番号 03-3502-8111（内線 3348）

（農業経営安定勘定）

農林水産省農産局穀物課経営安定対策室

電話番号 03-3502-8111（内線 5155）

（食糧管理勘定）

農林水産省農産局総務課会計室

電話番号 03-3502-8111（内線 4979）

（農業再保険勘定）

農林水産省経営局保険課

電話番号 03-3502-8111（内線 5269）

（漁船再保険・漁業共済保険勘定）

農林水産省水産庁漁政部漁業保険管理官

電話番号 03-3502-8111（内線 6639）

（国営土地改良事業勘定）

農林水産省農村振興局総務課

電話番号 03-3502-8111（内線 5407）